

Ⅱ 結 果 の 概 要

【事業所調査】

1 パート等労働者の就業状況

(1) パート等労働者の雇用の有無

平成18年10月1日現在で、パート等労働者(「パート」と「その他」を合わせたもの。以下同じ。)を雇用している事業所の割合は66.3%、平成13年調査(以下「前回」という。)では62.1%となっている。「パート」を雇用している割合は61.0%(前回56.6%)、「その他」を雇用している割合は17.3%(前回15.3%)となっている。

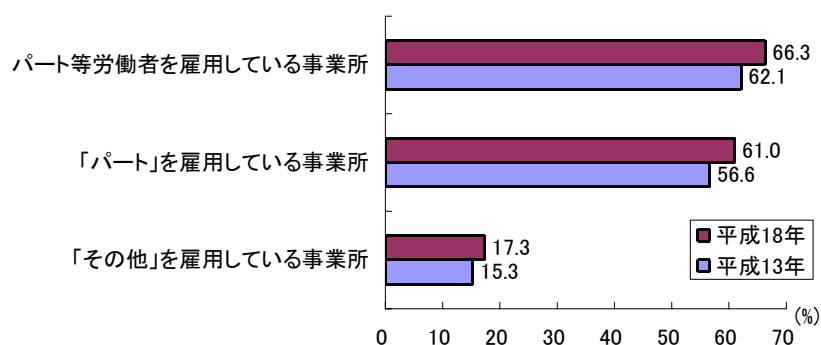
これを産業別にみると、「パート」を雇用している事業所は「飲食店, 宿泊業」が91.3%と最も多く、次いで「医療, 福祉」83.3%、「教育, 学習支援業」79.2%の順となっている。「その他」を雇用している事業所では「複合サービス事業」が42.0%と最も多く、次いで「情報通信業」、「教育, 学習支援業」がともに21.9%の順となっている。

また、事業所規模別にみると事業所規模が大きくなるほどパート等労働者を雇用している事業所の割合が概ね高くなっている。(表1、第1図)

表1 産業・事業所規模、就業形態別に雇用している事業所の割合

産業・事業所規模	全事業所	パート等労働者を雇用している事業所			正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所		正社員のみ の事業所 (パート等を雇用していない)	
		パートを雇用する	その他を雇用する	その他を雇用する	正社員とパートを雇用する	正社員とその他を雇用する		
平成18年								
調査産業計	100.0	66.3	61.0	17.3	63.2	57.9	17.1	33.7
鉱業	100.0	36.8	26.9	14.7	36.8	26.9	14.7	63.2
建設業	100.0	35.1	29.1	14.6	34.3	28.2	14.6	64.9
製造業	100.0	60.6	53.9	19.7	60.5	53.8	19.7	39.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	41.5	32.0	21.1	41.0	31.5	21.1	58.5
情報通信業	100.0	38.5	26.6	21.9	38.5	26.6	21.9	61.5
運輸業	100.0	53.1	47.3	20.7	52.3	46.7	20.5	46.9
卸売・小売業	100.0	74.1	69.8	15.7	68.8	64.6	15.7	25.9
金融・保険業	100.0	61.6	54.8	19.0	61.6	54.8	19.0	38.4
不動産業	100.0	57.4	50.6	19.4	56.4	49.6	19.3	42.6
飲食店, 宿泊業	100.0	92.3	91.3	12.5	84.7	83.6	11.5	7.7
医療, 福祉	100.0	86.9	83.3	16.7	83.7	80.1	16.7	13.1
教育, 学習支援業	100.0	83.8	79.2	21.9	78.8	74.3	21.1	16.2
複合サービス事業	100.0	62.2	34.3	42.0	62.2	34.3	42.0	37.8
サービス業	100.0	55.7	48.7	19.4	53.8	46.9	18.9	44.3
(他に分類されないもの 以下同じ。)								
事業所規模計	100.0	66.3	61.0	17.3	63.2	57.9	17.1	33.7
1,000人以上	100.0	79.6	66.7	58.8	79.6	66.7	58.8	20.4
300～999人	100.0	86.0	75.3	55.3	86.0	75.3	55.3	14.0
100～299人	100.0	84.9	77.2	44.7	84.8	77.1	44.6	15.1
30～99人	100.0	80.4	73.4	33.9	80.0	73.1	33.6	19.6
5～29人	100.0	63.7	58.7	13.9	60.1	55.1	13.7	36.3
平成13年	100.0	62.1	56.6	15.3	60.1	...	...	37.9

第1図 パート等労働者を雇用している事業所の割合



(2) パート等労働者数

パート等労働者は約1,148万人（前回約1,058万人）、うち「パート」は約956万人（前回約911万人）、「その他」は約193万人（前回約147万人）となっている。パート等労働者の割合は30.7%（前回26.5%）、うち「パート」は25.6%（前回22.8%）、「その他」は5.2%（前回3.7%）となっており、前回調査と比較するといずれも上昇している。

これを男女別にみると、パート等労働者の割合は男15.5%（前回12.1%）、女52.4%（前回46.8%）、うち「パート」は男11.2%（前回9.1%）、女46.1%（前回42.0%）、「その他」は男4.3%（前回2.9%）、女6.3%（前回4.8%）、となっている。（表2-1、表2-2）

表2-1 就業形態、性別労働者数の割合

性	就業形態					性別の割合(%)				
	総数	正社員	パート等労働者	パート	その他	総数	正社員	パート等労働者	パート	その他
平成18年 労働者数(千人)	37,347	25,864	11,482	9,556	1,925					
性別の割合(%) 計	100.0	69.3	30.7	25.6	5.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	100.0	84.5	15.5	11.2	4.3	58.7	71.6	29.5	25.6	49.3
女	100.0	47.6	52.4	46.1	6.3	41.3	28.4	70.5	74.4	50.7
平成13年 労働者数(千人)	39,881	29,300	10,580	9,106	1,473					
性別の割合(%) 計	100.0	73.5	26.5	22.8	3.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	100.0	87.9	12.1	9.1	2.9	58.3	69.8	26.5	23.3	46.1
女	100.0	53.2	46.8	42.0	4.8	41.7	30.2	73.5	76.7	53.9

注:平成13年は、官公営を除いて集計している。

表2-2 産業・事業所規模、就業形態別労働者数の割合

(単位:%)

産業・事業所規模	総数	正社員	パート等労働者	パート	その他
平成18年					
調査産業計	100.0	69.3	30.7	25.6	5.2
鉱業	100.0	94.1	5.9	3.1	2.8
建設業	100.0	92.5	7.5	3.5	4.0
製造業	100.0	81.8	18.2	12.0	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.2	3.8	2.2	1.6
情報通信業	100.0	90.9	9.1	5.4	3.7
運輸業	100.0	81.2	18.8	13.4	5.4
卸売・小売業	100.0	54.2	45.8	42.4	3.4
金融・保険業	100.0	87.7	12.3	9.7	2.6
不動産業	100.0	75.8	24.2	17.4	6.8
飲食店、宿泊業	100.0	30.1	69.9	65.6	4.3
医療、福祉	100.0	68.9	31.1	25.6	5.5
教育、学習支援業	100.0	61.3	38.7	33.1	5.6
複合サービス事業	100.0	82.2	17.8	7.8	10.0
サービス業	100.0	67.3	32.7	25.0	7.7
事業所規模計	100.0	69.3	30.7	25.6	5.2
1,000人以上	100.0	86.1	13.9	8.0	5.9
300～999人	100.0	75.6	24.4	17.6	6.8
100～299人	100.0	71.9	28.1	21.7	6.5
30～99人	100.0	66.3	33.7	27.7	6.0
5～29人	100.0	66.6	33.4	29.8	3.6
平成13年	100.0	73.5	26.5	22.8	3.7

注:平成13年は、官公営を除いて集計している。

(3) 職種別の状況

パート等労働者を雇用している事業所のパート等労働者を職種別の割合でみると、「パート」では、「サービスの仕事」が29.1%（前回29.8%）、「販売の仕事」28.6%（前回26.3%）、「生産工程・労務の仕事」16.7%（前回20.8%）の順に多くなっており、男女別では、「事務の仕事」と「販売の仕事」等が男に比べて女の割合が多くなっている。「その他」では、「生産工程・労務の仕事」31.0%（前回31.4%）、「事務の仕事」19.2%（前回16.7%）、「サービスの仕事」13.0%（前回19.5%）の順に多くなっている。（表3）

表3 就業形態、性、職種別パート等労働者の割合

(単位: %)

区 分	計	専門的・ 技術的な 仕事	管理的な 仕事	事務の 仕事	販売の 仕事	サービス の仕事	保安の 仕事	運輸・通 信の仕事	生産工程 ・労務の 仕事	その他の 仕事
平成18年										
パート 計	100.0	8.5	0.3	10.6	28.6	29.1	0.9	2.1	16.7	3.3
男	100.0	10.2	0.7	4.4	27.2	28.9	3.0	5.7	16.1	3.9
女	100.0	8.0	0.1	12.7	29.1	29.1	0.1	0.9	17.0	3.0
その他 計	100.0	12.1	1.6	19.2	11.5	13.0	1.8	4.5	31.0	5.3
男	100.0	11.8	3.0	10.2	7.7	12.2	3.4	8.5	38.5	4.8
女	100.0	12.3	0.4	27.9	15.1	13.8	0.2	0.7	23.8	5.8
(正社員 計)	100.0	23.1	10.7	18.7	11.2	7.8	1.0	5.0	20.6	2.0
男	100.0	19.8	14.1	13.1	12.2	6.2	1.3	6.8	24.2	2.3
女	100.0	30.5	3.1	31.1	8.9	11.4	0.2	1.0	12.4	1.3
平成13年										
パート	100.0	7.3	0.2	11.6	26.3	29.8	0.8	3.1	20.8	0.1
その他	100.0	12.7	1.7	16.7	11.1	19.5	2.0	4.7	31.4	－
(正社員)	100.0	23.9	9.5	18.5	12.5	7.3	0.7	5.6	21.9	0.0

注:全事業所で「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所のうち、職種別人数に回答があったものを集計している。

2 雇用理由及び人件費のうち、割安だと思う内容

パート等労働者を雇用している事業所の雇用理由（複数回答）をみると、「パート」では、「人件費が割安なため（労務コストの効率化）」が71.0%（前回65.3%）と最も多く、次いで「1日の忙しい時間帯に対処するため」39.5%（前回39.2%）、「簡単な仕事内容のため」36.3%（前回31.4%）の順となっている。「その他」では、「人件費が割安なため（労務コストの効率化）」が58.4%（前回57.9%）と最も多く、次いで「経験・知識・技能のある人を採用したいため」31.9%（前回19.8%）、「定年社員の再雇用のため」21.7%（前回13.5%）の順となっている。

また、雇用理由を「人件費が割安なため」とする事業所について、特に割安だと思う内容（3つまでの複数回答）の割合をみると、「賃金」とする割合が最も多く「パート」70.5%（前回78.5%）、「その他」64.2%（前回76.4%）、次いで「賞与」が「パート」63.5%（前回72.8%）、「その他」70.6%（前回75.6%）、「退職金」が「パート」47.9%（前回51.0%）、「その他」54.8%（前回60.3%）となっている。（表4、表5、第2図）

表4 主な産業、パート等労働者の雇用理由別事業所の割合

(複数回答)(単位: %)

区 分	パート等労働者を雇用している事業所	学卒等一般の正社員の採用、確保が困難なため	人を集めやすいため	経験・知識・技能のある人を採用したため	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	退職した女性正社員の再雇用のため	定年社員の再雇用のため	一時的な繁忙に対処するため	1日の忙しい時間帯に対処するため	簡単な仕事内容のため	IT化・サービス経済化の進展によって、業務内容が変化したため	人件費が割安なため（労務コストの効率化）	その他	不明	
平成18年															
パート															
調査産業計	[61.0]	100.0	12.9	29.5	18.8	21.9	7.3	8.2	23.8	39.5	36.3	2.5	71.0	3.7	1.7
製造業	[53.9]	100.0	9.7	20.7	14.9	22.9	8.9	21.0	19.8	14.9	45.4	0.5	68.7	4.2	0.6
情報通信業	[26.6]	100.0	16.7	25.0	24.7	20.6	9.4	3.5	25.1	23.9	32.0	5.4	56.5	3.9	0.8
運輸業	[47.3]	100.0	6.1	16.6	19.7	18.1	6.2	14.8	23.3	35.9	37.9	3.9	67.7	3.0	0.5
卸売・小売業	[69.8]	100.0	13.2	38.5	16.6	17.8	5.2	4.4	23.1	42.2	43.4	2.6	73.8	1.9	2.3
飲食店、宿泊業	[91.3]	100.0	22.4	43.1	8.2	34.0	3.1	3.2	37.1	70.5	42.0	2.7	78.5	0.2	2.5
医療、福祉	[83.3]	100.0	12.7	23.9	25.1	18.2	13.4	4.7	13.6	43.7	12.9	2.0	65.4	7.4	1.0
サービス業	[48.7]	100.0	9.0	24.3	19.5	22.7	8.5	11.4	29.0	27.7	36.5	1.7	65.7	7.5	2.5
その他															
調査産業計	[17.3]	100.0	16.1	15.0	31.9	19.0	7.6	21.7	18.8	9.0	18.6	1.5	58.4	11.1	4.5
製造業	[19.7]	100.0	12.5	16.3	20.8	20.9	6.0	30.6	18.5	5.2	21.7	2.1	56.3	12.4	4.2
情報通信業	[21.9]	100.0	17.3	7.8	35.2	17.1	3.4	16.5	12.4	5.2	18.3	2.7	44.8	16.3	2.2
運輸業	[20.7]	100.0	12.7	14.0	25.5	18.1	5.6	40.4	23.2	5.8	29.9	9.1	62.5	4.1	5.6
卸売・小売業	[15.7]	100.0	14.3	17.8	41.3	11.3	8.3	13.8	18.2	14.6	19.3	0.7	58.9	8.4	5.7
飲食店、宿泊業	[12.5]	100.0	19.3	27.7	12.4	32.5	21.3	32.9	25.2	26.5	16.2	0.2	39.8	1.3	11.1
医療、福祉	[16.7]	100.0	13.0	9.7	23.9	24.3	8.8	16.8	9.7	10.1	7.0	0.0	76.1	7.7	1.2
サービス業	[19.4]	100.0	21.2	12.6	28.1	18.2	8.0	25.3	13.4	3.9	27.4	2.1	69.8	21.9	2.8
平成13年															
パート	[56.6]	100.0	5.8	17.8	12.2	16.4	5.1	7.3	27.3	39.2	31.4	…	65.3	6.5	－
その他	[15.3]	100.0	6.4	8.1	19.8	19.6	2.5	13.5	17.3	11.0	15.7	…	57.9	13.0	0.0

注: [] は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

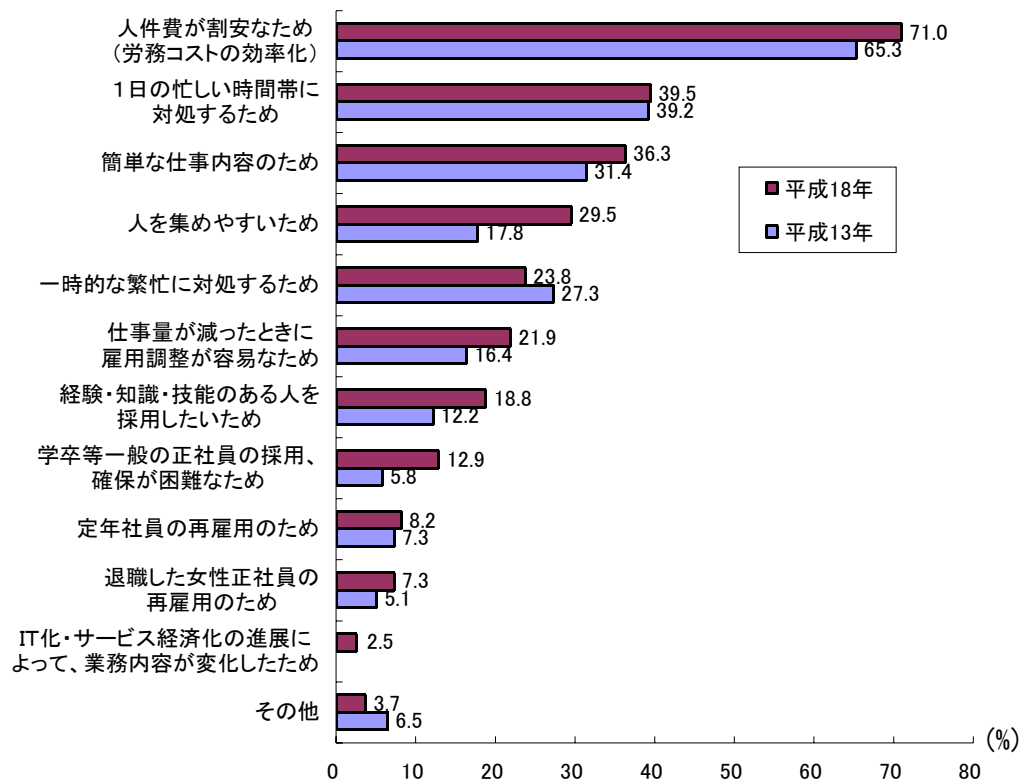
第2図 「パート」の雇用理由別事業所の割合(複数回答)
(「パート」を雇用している事業所=100)

表5 パート等労働者の人件費のうち割安だと思う内容別事業所の割合

(複数回答3つまで)(単位: %)

区 分	「人件費が割安なため」を雇用理由とした事業所	賃金	賞与	退職金	法定福利費	法定外福利費	教育訓練費	募集費	その他	不明
平成18年 パート	[71.0]100.0	70.5	63.5	47.9	35.1	4.1	5.3	6.4	1.9	0.1
その他	[58.4]100.0	64.2	70.6	54.8	18.9	4.5	7.0	3.7	2.5	0.4
平成13年 パート	[65.3]100.0	78.5	72.8	51.0	32.4	4.4	2.8	4.1	0.7	-
その他	[57.9]100.0	76.4	75.6	60.3	22.6	4.8	2.0	2.7	2.1	-

注:[]は、全事業所でパート等労働者を雇用している事業所のうち、「人件費が割安なため」を雇用理由とした事業所の割合である。

3 賃金

(1) 採用時の賃金決定の際に考慮した内容

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所の採用時の賃金決定の際に考慮した内容(複数回答)をみると、「同じ地域・職種のパートの賃金相場」とする割合が最も多く「パート」71.7% (前回67.4%)、「その他」49.6%(前回49.5%)、次いで「仕事の困難度」が「パート」31.4% (前回26.5%)、「その他」31.5% (前回30.4%) となっている(表6、第3図)。

表6 パート等労働者の採用時の賃金決定の際に考慮した内容別事業所の割合

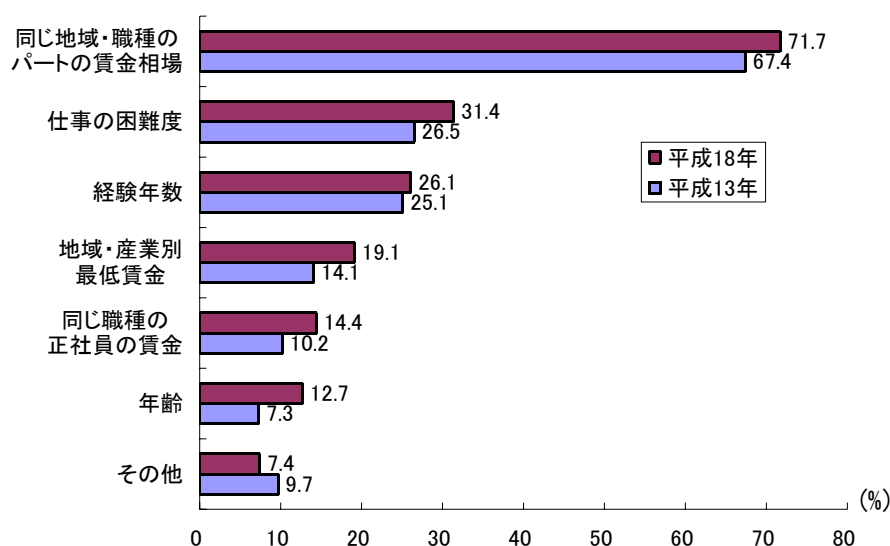
(複数回答)(単位: %)

区 分	正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所	同じ職種の正社員の賃金	同じ地域・職種のパートの賃金相場	地域・産業別最低賃金	経験年数	年齢	仕事の困難度	その他	不明
平成18年 パート	[57.9]100.0	14.4	71.7	19.1	26.1	12.7	31.4	7.4	1.2
その他	[17.1]100.0	25.1	49.6	11.9	28.0	19.5	31.5	14.1	5.4
平成13年 パート	[56.6]100.0	10.2	67.4	14.1	25.1	7.3	26.5	9.7	0.2
その他	[15.3]100.0	16.1	49.5	10.1	30.2	11.8	30.4	19.8	-

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

第3図 「パート」採用時の賃金決定の際に考慮した内容別事業所の割合(複数回答)
(「正社員」と「パート」の両方を雇用している事業所=100)



(2) 過去1年間の賃金の昇給の有無及び昇給決定の際に考慮した内容

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、過去1年間に賃金の昇給を行った事業所の割合は「パート」で55.5%（前回52.4%）となっており、このうち「全員に行った」36.8%（前回44.3%）、「一部の労働者について行った」63.2%（前回55.7%）となっている。「その他」では賃金の昇給を行った割合は50.9%（前回47.5%）となっており、このうち「全員に行った」38.4%（前回59.1%）、「一部の労働者について行った」61.6%（前回40.9%）となっている。

また、賃金の昇給を行った事業所について、賃金の昇給の際に考慮した内容（複数回答）をみると、「能力等について一定の評価基準により（職能により）」とする割合が最も多く「パート」47.5%、「その他」41.2%、次いで「経験年数に応じて」が「パート」41.8%、「その他」40.2%となっている。（表7、表8）

表7 就業形態、過去1年間の労働者の賃金昇給の有無別事業所の割合

（単位：%）

区 分	正社員とパート 等労働者の両方 を雇用している 事業所	賃金の昇給を 行った			賃金の昇給を 全員に行って いない	不明
			全員に行った	一部の労働者について行った		
平成18年						
パート	[57.9]100.0	55.5 (100.0)	(36.8)	(63.2)	40.1	4.4
その他	[17.1]100.0	50.9 (100.0)	(38.4)	(61.6)	40.4	8.7
(正社員)	[63.2]100.0	72.9 (100.0)	(56.4)	(43.6)	19.6	7.5
平成13年						
パート	[56.6]100.0	52.4 (100.0)	(44.3)	(55.7)	47.6	—
その他	[15.3]100.0	47.5 (100.0)	(59.1)	(40.9)	52.5	—
(正社員)	[60.1]100.0	76.1 (100.0)	(73.5)	(26.5)	23.9	—

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

表8 就業形態、労働者の賃金昇給決定の際に考慮した内容別事業所の割合

（複数回答）（単位：%）

区 分	「賃金の昇給を 行った」事業所	経験年 数に応 じて	年齢に 応じて	昇進・ 昇格に 応じて	能力等 について 一定の 評価基 準により （職能に より）	仕事の 成果に 応じて	明確な評 価基準 はない が、管理 職・上司 の判断に より	同じ地 域・職 種の賃 金相場	ベース アップ により	その他	不明
パート	[55.5]100.0	41.8	3.3	7.7	47.5	33.0	18.9	14.1	7.3	2.4	1.0
その他	[50.9]100.0	40.2	10.6	7.7	41.2	28.4	17.2	7.5	9.4	2.9	1.0
(正社員)	[72.9]100.0	33.8	17.8	34.7	57.5	39.3	15.5	4.0	26.1	1.1	0.7

注:[]は、全事業所で「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所のうち、「賃金の昇給を行った」事業所の割合である。

4 処遇

(1) 正社員が行っていた業務に充てたパート等労働者の割合

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、以前正社員が行っていた業務に充てた事業所の割合をみると、「パート」では「ほとんど又は全く充てなかった（1割未満）」とする事業所が30.9%、「半分以上の労働者を充てた」が22.3%となっている。「その他」では「半分以上の労働者を充てた」とする事業所が35.2%、「ほとんど又は全く充てなかった（1割未満）」が24.0%となっている。（表9）

表9 正社員が行っていた業務に充てたパート等労働者の割合別事業所の割合

区 分	正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所	以前、正社員が行っていた業務に充てた割合				パート等労働者を雇い入れていない	不明
		半分以上の労働者を充てた	半分未満の労働者を充てた（1～5割未満）	ほとんど又は全く充てなかった（1割未満）	わからない		
平成18年							
パート	[57.9]100.0	22.3	19.8	30.9	10.7	14.5	1.9
その他	[17.1]100.0	35.2	13.0	24.0	10.7	11.1	6.1
平成13年							
パート	[56.6]100.0	27.7	19.8	31.1	…	17.6	3.8
その他	[15.3]100.0	37.1	13.8	27.8	…	19.0	2.3

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

3)調査日現在、在籍する者についてのみ調査した。

4)平成18年は過去3年間、平成13年は過去1年間について調査した。

(2) 職務が正社員とほとんど同じパート等労働者の有無及び割合

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、「職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる」事業所の割合は「パート」が51.9%（前回40.7%）、このうち、職務が正社員とほとんど同じ者の「パート」全体に占める割合が「1割未満」とする事業所が32.2%と多くなっている。「その他」の「職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる」事業所の割合は65.2%（前回53.7%）、このうち、職務が正社員とほとんど同じ者の「その他」全体に占める割合が「8割以上」とする事業所が50.0%と多くなっている。（表10）

表10 事業所規模、職務が正社員とほとんど同じパート等労働者の有無及び割合別事業所の割合

区 分	正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所	職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる	職務が正社員とほとんど同じ者の「パート」全体に占める割合又は「その他」全体に占める割合					職務が正社員と同じパート等労働者はいない	不明
			1割未満	1割以上3割未満	3割以上5割未満	5割以上8割未満	8割以上		
平成18年									
パート									
事業所規模計	[57.9]100.0	51.9 (100.0)	(32.2)	(18.6)	(14.1)	(8.4)	(26.7)	47.1	1.0
1,000人以上	[66.7]100.0	50.1 (100.0)	(46.7)	(11.4)	(9.4)	(15.9)	(16.7)	49.5	0.4
300～999人	[75.3]100.0	58.1 (100.0)	(41.1)	(14.4)	(11.7)	(11.3)	(21.5)	41.0	0.9
100～299人	[77.1]100.0	62.0 (100.0)	(32.8)	(18.8)	(12.5)	(12.6)	(23.3)	36.8	1.2
30～99人	[73.1]100.0	58.5 (100.0)	(40.0)	(23.0)	(10.9)	(8.0)	(18.1)	40.5	1.0
5～29人	[55.1]100.0	50.2 (100.0)	(30.4)	(17.6)	(15.0)	(8.2)	(28.8)	48.7	1.0
その他									
事業所規模計	[17.1]100.0	65.2 (100.0)	(20.2)	(11.7)	(7.2)	(10.9)	(50.0)	29.7	5.1
1,000人以上	[58.8]100.0	63.5 (100.0)	(26.5)	(10.4)	(12.0)	(15.9)	(35.3)	29.9	6.5
300～999人	[55.3]100.0	74.2 (100.0)	(22.9)	(13.7)	(14.5)	(14.0)	(34.9)	21.8	4.0
100～299人	[44.6]100.0	75.4 (100.0)	(21.1)	(12.9)	(9.3)	(15.1)	(41.7)	21.4	3.2
30～99人	[33.6]100.0	73.2 (100.0)	(21.5)	(14.9)	(10.6)	(13.6)	(39.5)	21.6	5.1
5～29人	[13.7]100.0	61.3 (100.0)	(19.4)	(10.1)	(5.4)	(9.3)	(55.7)	33.4	5.3
平成13年									
パート	[56.6]100.0	40.7 (100.0)	(38.7)	(19.2)	(9.6)	(32.5)		55.7	3.6
その他	[15.3]100.0	53.7 (100.0)	(30.1)	(15.6)	(7.8)	(46.5)		44.7	1.6

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

(3) 職務がほとんど同じ正社員との賃金格差の有無

職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる事業所のうち、1時間当たりの賃金額に差がある事業所の割合をみると、「パート」では81.7%、「その他」で71.3%となっている。これを規模別にみると、「パート」では規模が大きくなるほど割合が高くなっている。

一方、賃金額の差がない事業所の割合をみると、「パート」で16.9%、「その他」で26.0%となっている。これを規模別にみると、「パート」では規模が小さくなるほど割合が高くなっている。(表11)

表11 事業所規模、パート等労働者の職務がほとんど同じ正社員との賃金格差の有無別事業所の割合

(単位: %)

区 分	「職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる」事業所	職務がほとんど同じ正社員との間に1時間当たりの賃金額に差がある	(複数回答)		職務がほとんど同じ正社員との間に1時間当たりの賃金額の差はない	不明
			パート等労働者の方が低い	パート等労働者の方が高い		
パート						
事業所規模計	[51.9]100.0	81.7	77.2	5.1	16.9	1.4
1,000人以上	[50.1]100.0	91.4	90.9	0.5	7.1	1.5
300～999人	[58.1]100.0	88.1	83.3	5.6	10.2	1.7
100～299人	[62.0]100.0	86.3	83.5	3.5	12.6	1.1
30～99人	[58.5]100.0	85.1	82.3	3.3	13.3	1.7
5～29人	[50.2]100.0	80.6	75.8	5.6	18.0	1.4
その他						
事業所規模計	[65.2]100.0	71.3	68.4	4.0	26.0	2.6
1,000人以上	[63.5]100.0	76.7	75.8	2.7	20.4	2.9
300～999人	[74.2]100.0	79.5	75.4	5.4	18.6	1.9
100～299人	[75.4]100.0	78.5	74.8	5.0	18.6	2.9
30～99人	[73.2]100.0	80.3	77.4	3.3	16.5	3.2
5～29人	[61.3]100.0	66.6	63.7	4.2	31.0	2.4

注: []は、全事業所で「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所のうち、職務が正社員とほとんど同じ「パート」又は「その他」がいる事業所の割合である。

(4) 賃金格差がある場合の低い理由

1時間当たりの賃金額に差がある事業所のうち、パート等労働者の方が低いとする理由（3つまでの複数回答）をみると、「勤務時間の自由度が違うから」とする事業所の割合が「パート」、「その他」とともに最も多く、それぞれ72.7%、41.7%、次いで「正社員には企業への貢献がより期待できるから」がそれぞれ32.9%、31.4%となっている。

また、規模別にみると、「パート」、「その他」とともに「勤務時間の自由度が違うから」は規模が小さくなるほど割合が高くなっている。（表12）

表12 事業所規模、パート等労働者の職務がほとんど同じ正社員との賃金格差がある場合の低い理由別事業所の割合

(複数回答3つまで)(単位:%)

区 分	「職務がほとんど同じ正社員との間に1時間当たりの賃金額に差がある」事業所	パート等労働者の方が低い理由						
		勤務時間の自由度が違うから	残業の時間数、回数が違うから	正社員には転居を伴う異動があるから	転居を伴う異動はないが、人事異動の幅や頻度が違うから	正社員には企業への貢献がより期待できるから	正社員の賃金を下げることができないから	その他
パート								
事業所規模計	[81.7] 100.0	72.7	31.1	14.5	8.3	32.9	8.4	15.9
1,000人以上	[91.4] 100.0	54.7	31.9	21.0	13.2	33.5	5.4	35.6
300～999人	[88.1] 100.0	59.6	26.2	19.3	14.1	34.4	5.9	24.6
100～299人	[86.3] 100.0	67.5	33.8	20.1	9.7	31.8	9.9	20.1
30～99人	[85.1] 100.0	69.2	38.2	19.7	10.8	32.6	10.1	15.9
5～29人	[80.6] 100.0	74.0	29.4	13.0	7.6	32.9	8.0	15.6
その他								
事業所規模計	[71.3] 100.0	41.7	28.8	14.2	12.1	31.4	9.9	30.3
1,000人以上	[76.7] 100.0	20.6	15.0	22.4	18.7	37.2	9.1	45.7
300～999人	[79.5] 100.0	25.1	18.7	20.0	13.6	35.6	7.5	40.2
100～299人	[78.5] 100.0	36.6	22.8	17.6	13.9	33.9	10.6	36.2
30～99人	[80.3] 100.0	40.0	27.9	15.2	14.5	34.3	13.1	28.1
5～29人	[66.6] 100.0	43.8	30.4	13.0	10.6	29.5	8.3	30.2

注:[]は、職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる事業所のうち、「職務がほとんど同じ正社員との間に1時間当たりの賃金額に差がある」事業所の割合である。

(5) 採用時における労働条件の明示の有無及び明示方法

パート等労働者を雇用している事業所のうち、採用時に労働条件を明示している事業所の割合は「パート」が94.9%（前回98.4%）、「その他」が93.9%（前回96.3%）となっている。

また、労働条件を明示している事業所のうち、明示方法をみると、「パート」では「主に口頭で説明している」とする事業所の割合が40.8%（前回45.9%）と多く、「その他」では「主に労働条件通知書・労働契約書等書面を交付している」とする割合が52.2%（前回51.4%）と多くなっている。（表13）

表13 パート等労働者の労働条件の明示の有無及び明示方法別事業所の割合

（単位：%）

区 分	パート等労働者を雇用している事業所	労働条件を明示している	明 示 方 法				労働条件を明示していない	不明
			主に就業規則を交付している	主に労働条件通知書・労働契約書等書面を交付している	主に口頭で説明している	その他		
平成18年								
パート	[61.0]100.0	94.9 (100.0)	(15.5)	(39.9)	(40.8)	(3.8)	3.5	1.7
その他	[17.3]100.0	93.9 (100.0)	(22.4)	(52.2)	(22.5)	(2.9)	0.5	5.7
平成13年								
パート	[56.6]100.0	98.4 (100.0)	(12.7)	(40.2)	(45.9)	(1.1)	1.6	—
その他	[15.3]100.0	96.3 (100.0)	(17.7)	(51.4)	(28.1)	(2.8)	3.7	—

注:1)[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

2)「主に就業規則を交付している」には、就業規則と労働条件通知書・労働契約書等書面の両方を交付している場合を含む。

3)「主に口頭で説明している」とは、就業規則や労働条件通知書・労働契約書等の書面はなく、口頭のみで説明したことをいう。

(6) 就業規則の適用状況

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、事業所に就業規則がある事業所の割合は「パート」が80.2%（前回84.7%）、「その他」が88.5%（前回90.6%）となっている。また、就業規則がある事業所のうち、「パート」に適用される事業所の割合は78.7%（前回74.1%）、「その他」に適用される事業所の割合は84.7%（前回80.1%）となっている。（表14）

表14 就業規則の有無及びパート等労働者への適用の有無別事業所の割合

（単位：%）

区 分	正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所	事業所に就業規則がある	パート等労働者に適用		事業所に就業規則はない(作成中も含む)	不明
			される	されない		
平成18年						
パート	[57.9]100.0	80.2 (100.0)	(78.7)	(21.3)	15.0	4.8
その他	[17.1]100.0	88.5 (100.0)	(84.7)	(15.3)	4.6	6.9
平成13年						
パート	[56.6]100.0	84.7 (100.0)	(74.1)	(25.9)	15.2	0.1
その他	[15.3]100.0	90.6 (100.0)	(80.1)	(19.9)	9.3	0.1

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

(7) 労使の話し合い促進のための措置の実施状況

パート等労働者を雇用している事業所のうち、パート等労働者との話し合い促進のための措置を講じている事業所の割合は「パート」で85.4%、「その他」で87.6%となっている。

また、話し合い促進のための措置を講じている事業所のうち、講じている措置の内容（複数回答）をみると、「パート等労働者から本人の処遇について説明を求められたときは、説明している」とする割合が最も多く「パート」88.4%、「その他」92.9%となっている。（表15）

表15 パート等労働者との労使の話し合い促進のための措置の実施状況別事業所の割合

(単位: %)

区 分	パート等労働者を雇用している事業所	話し合い促進のための措置を講じている	措置の内容（複数回答）				パート等労働者との話し合いは特に行っていない	不明
			パート等労働者から本人の処遇について説明を求められたときは、説明している	パート等労働者から処遇について苦情を受けたときは、その解決に努めている	定期的にパート等労働者との面談を実施し、意見を聞くようにしている	労使協議にパート等労働者も参加している		
パート	[61.0]100.0	85.4 (100.0)	(88.4)	(74.5)	(32.3)	(3.0)	12.3	2.3
その他	[17.3]100.0	87.6 (100.0)	(92.9)	(74.4)	(30.6)	(5.4)	7.3	5.1

注:[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

(8) 年次有給休暇の付与の有無及び取得状況

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、年次有給休暇を与えている事業所の割合は「パート」が53.8%（前回61.1%）となっており、このうち、「出勤日数又は勤務時間に応じて比例付与している」事業所の割合が56.4%（前回48.4%）と最も多くなっている。「その他」では年次有給休暇を与えている事業所の割合は74.1%（前回78.1%）となっており、このうち、「正社員と同じ日数を付与している」事業所の割合が53.6%（前回39.8%）と最も多くなっている。

年次有給休暇を与えている事業所のうち、年次有給休暇の平均的な取得状況をみると「パート」では、「与えられた休暇の2割未満しか取得していない」が28.6%と最も多く、次いで「与えられた休暇の8割以上を取得している」が26.9%となっている。「その他」では、「与えられた休暇の2割未満しか取得していない」が29.1%と最も多くなっている。

また、これを規模別にみると、「与えられた休暇の8割以上取得している」、「与えられた休暇の5～8割程度取得している」では「パート」、「その他」ともに規模が大きくなるほど割合が概ね高くなっている。一方、「与えられた休暇の2割未満しか取得していない」では「パート」、「その他」ともに規模が小さくなるほど割合が高くなっている。（表16-1、表16-2）

表16-1 事業所規模、パート等労働者の年次有給休暇の付与状況別事業所の割合

(単位:%)

区 分	正社員とパート 等労働者の両 方を雇用して いる事業所	年次有給休暇を 与えている	付与状況			年次有給休暇を 与えていない	不明
			正社員と同じ 日数を付与し ている	出勤日数又は勤 務時間に応じて比 例付与している	その他		
平成18年 パート							
事業所規模計	[57.9]100.0	53.8 (100.0)	(27.4)	(56.4)	(16.2)	44.4	1.9
1,000人以上	[66.7]100.0	98.0 (100.0)	(16.1)	(67.6)	(16.3)	2.0	—
300～999人	[75.3]100.0	96.2 (100.0)	(22.3)	(65.4)	(12.3)	3.5	0.3
100～299人	[77.1]100.0	88.3 (100.0)	(26.4)	(65.0)	(8.5)	11.0	0.6
30～ 99人	[73.1]100.0	75.7 (100.0)	(27.0)	(63.3)	(9.7)	23.6	0.7
5～ 29人	[55.1]100.0	48.0 (100.0)	(27.7)	(53.6)	(18.7)	49.9	2.1
その他							
事業所規模計	[17.1]100.0	74.1 (100.0)	(53.6)	(32.9)	(13.5)	21.8	4.1
1,000人以上	[58.8]100.0	94.2 (100.0)	(37.2)	(38.7)	(24.1)	0.2	5.6
300～999人	[55.3]100.0	94.8 (100.0)	(54.7)	(30.6)	(14.7)	1.9	3.4
100～299人	[44.6]100.0	91.2 (100.0)	(59.0)	(31.8)	(9.2)	5.7	3.2
30～ 99人	[33.6]100.0	84.1 (100.0)	(57.6)	(31.3)	(11.1)	12.2	3.7
5～ 29人	[13.7]100.0	68.6 (100.0)	(51.3)	(33.8)	(14.9)	27.1	4.3
平成13年 パート							
	[56.6]100.0	61.1 (100.0)	(24.5)	(48.4)	(27.1)	38.7	0.2
その他							
	[15.3]100.0	78.1 (100.0)	(39.8)	(32.2)	(28.1)	21.8	0.1

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

表16-2 事業所規模、パート等労働者の年次有給休暇の平均的な取得状況別事業所の割合

(単位:%)

区 分	「年次有給休 暇を与えてい る」事業所	与えられた休 暇の8割以上 取得している	与えられた休 暇の5～8割程 度取得して いる	与えられた休 暇の2～5割程 度取得 している	与えられた休 暇の2割未満 しか取得して いない	不明
パート						
事業所規模計	[53.8]100.0	26.9	23.9	19.9	28.6	0.7
1,000人以上	[98.0]100.0	28.5	40.1	23.4	6.2	1.8
300～999人	[96.2]100.0	30.2	33.8	24.1	10.6	1.3
100～299人	[88.3]100.0	29.8	28.8	24.7	15.7	1.0
30～ 99人	[75.7]100.0	26.1	25.7	20.1	26.9	1.2
5～ 29人	[48.0]100.0	26.9	22.9	19.5	30.3	0.5
その他						
事業所規模計	[74.1]100.0	21.3	24.1	23.1	29.1	2.3
1,000人以上	[94.2]100.0	26.1	38.6	25.1	7.7	2.5
300～999人	[94.8]100.0	23.5	34.4	30.8	8.9	2.5
100～299人	[91.2]100.0	23.4	32.1	28.1	14.7	1.6
30～ 99人	[84.1]100.0	18.8	28.8	29.6	21.9	0.9
5～ 29人	[68.6]100.0	22.0	20.9	19.5	34.6	3.0

注:[]は、全事業所で「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所のうち、「年次有給休暇を与えている」事業所の割合である。

(9) 各種手当・制度等の実施状況

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、労働者に対する各種手当・制度等の実施状況（複数回答）をみると、「通勤手当」の実施割合が最も多く、「パート」68.4%（前回66.6%）、「その他」70.1%（前回73.2%）となっており、次いで「社内行事への参加」が「パート」55.1%（前回59.6%）、「その他」62.7%（前回68.1%）、「定期健康診断」が「パート」50.3%（前回51.4%）、「その他」69.1%（前回69.9%）の順となっている（表17）。

表17 就業形態、手当等及び各種制度の実施状況別事業所の割合

(複数回答)(単位: %)

区 分	正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所	「実施している」手当等及び各種制度の種類												
		通勤手当	精勤手当	役職手当	家族手当	住宅手当	慶弔見舞金	職能資格制度	役職への登用	雇入時健康診断	定期健康診断	保養施設の利用	託児施設の利用	社内行事への参加
平成18年														
パート	[57.9]100.0	68.4	9.2	8.4	2.1	1.7	45.5	9.2	7.4	20.0	50.3	15.5	1.8	55.1
その他	[17.1]100.0	70.1	10.3	9.2	8.2	6.2	50.7	10.1	9.4	36.3	69.1	28.6	1.3	62.7
(正社員)	[63.2]100.0	88.2	25.7	69.4	55.8	37.8	71.0	37.9	52.7	36.3	75.5	24.4	2.5	67.6
平成13年														
パート	[56.6]100.0	66.6	11.1	6.7	1.9	1.4	55.7	4.2	2.6	17.8	51.4	17.8	1.4	59.6
その他	[15.3]100.0	73.2	12.4	7.4	9.5	9.6	57.8	7.0	3.8	29.8	69.9	26.5	1.9	68.1
(正社員)	[60.1]100.0	90.5	33.1	75.3	68.0	51.6	84.8	31.1	40.0	43.9	80.7	35.8	3.3	77.0

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。

(10) 就業形態の転換制度の有無

正社員とパート等労働者の両方を雇用している事業所のうち、「パート」から正社員への転換制度がある事業所の割合は45.8%（前回46.4%）となっており、これを主な産業別にみると、「飲食店、宿泊業」が59.1%、「医療、福祉」が52.2%と多くなっている。また、「その他」から正社員への転換制度がある事業所の割合は48.4%（前回40.8%）となっており、主な産業別でみると、「運輸業」が63.3%、「卸売・小売業」が54.6%と多くなっている。（表18）

表18 主な産業、パート等労働者の正社員への転換制度の有無別事業所の割合

(単位: %)

区 分	正社員とパートの 両方を雇用して いる事業所	「パート」から正社員への 転換制度			正社員とその他 の両方を雇用し ている事業所	「その他」から正社員への 転換制度		
		あり	なし	不明		あり	なし	不明
平成18年								
調査産業計	[57.9]100.0	45.8	50.3	3.9	[17.1]100.0	48.4	46.9	4.7
製造業	[53.8]100.0	37.8	60.5	1.7	[19.7]100.0	42.3	53.7	4.1
情報通信業	[26.6]100.0	30.4	68.8	0.8	[21.9]100.0	53.0	45.7	1.3
運輸業	[46.7]100.0	40.5	52.5	7.0	[20.5]100.0	63.3	29.0	7.7
卸売・小売業	[64.6]100.0	45.9	49.9	4.2	[15.7]100.0	54.6	41.5	4.0
飲食店、宿泊業	[83.6]100.0	59.1	34.0	6.9	[11.5]100.0	49.5	38.3	12.2
医療、福祉	[80.1]100.0	52.2	46.3	1.5	[16.7]100.0	41.1	53.0	5.9
サービス業	[46.9]100.0	45.2	53.0	1.8	[18.9]100.0	48.0	48.6	3.4
平成13年	[56.6]100.0	46.4	53.6	—	[15.3]100.0	40.8	59.2	—

注:1)平成18年の[]は、全事業所のうち、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用している事業所の割合である。

2)平成13年の[]は、全事業所のうち、「パート」及び「その他」をそれぞれ雇用している事業所の割合である。